

# 相続の基本と対策のポイント ～「思い」をカタチにしませんか～

三井住友銀行のセミナー  
「学べる金融講座」  
セミナー資料  
作成基準日：2022年10月17日



<募集代理店>



<資料制作会社>



本資料は2022年10月の税制に基づいた一般的な説明であり、将来変更される可能性があります。個別具体的な相談は、所管の税務署や税理士等の専門家へご依頼ください。

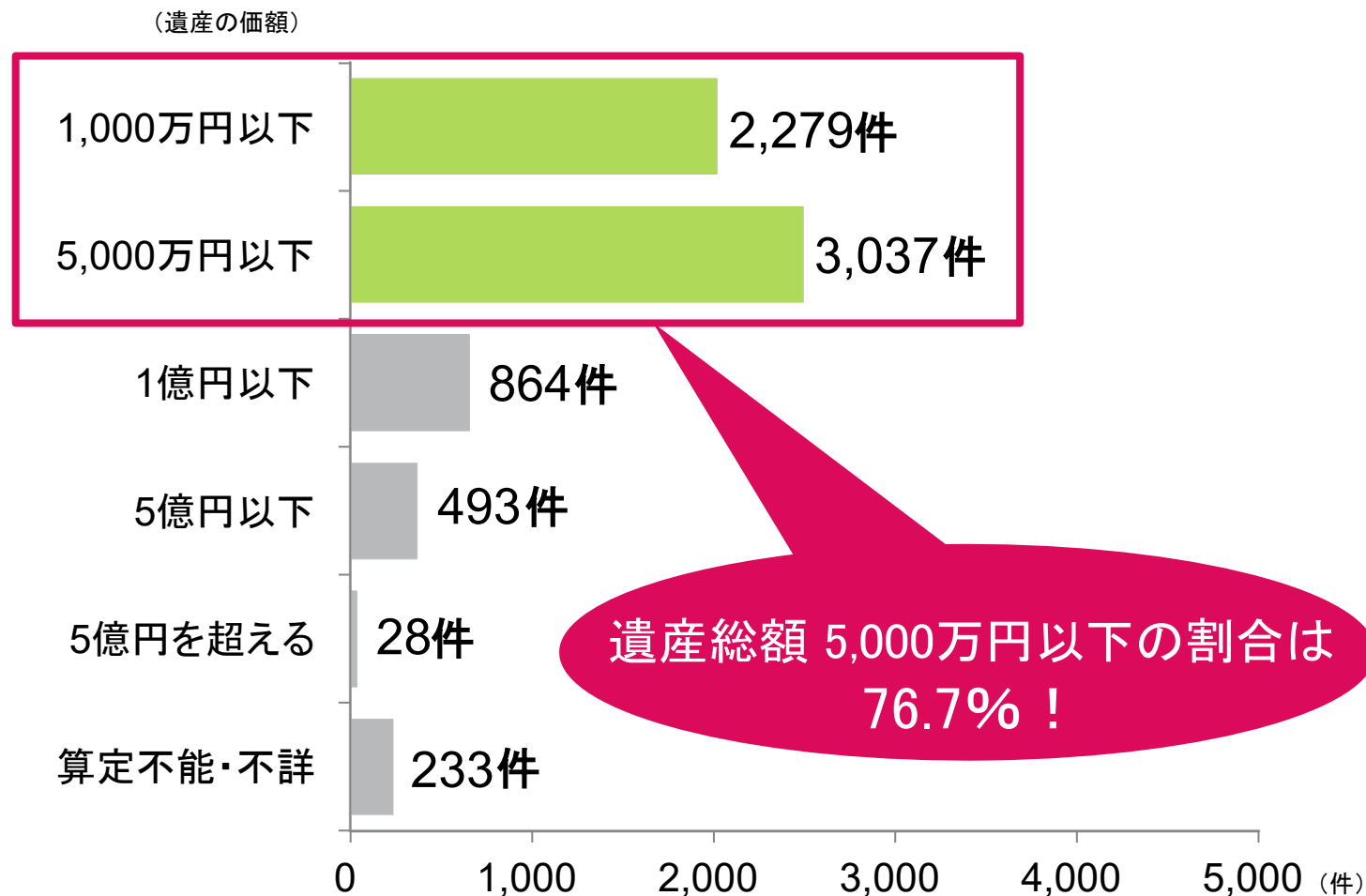
# 「思い」をカタチにするためには

- 相続を取り巻く環境について
- 思いを「カタチ」にするために必要な3つの対策
  - ①遺産分割対策 ②財産評価対策 ③納税資金対策
- 解決方法の一例紹介
  - ～生命保険の一般的な活用例～

# 相続を取り巻く環境について

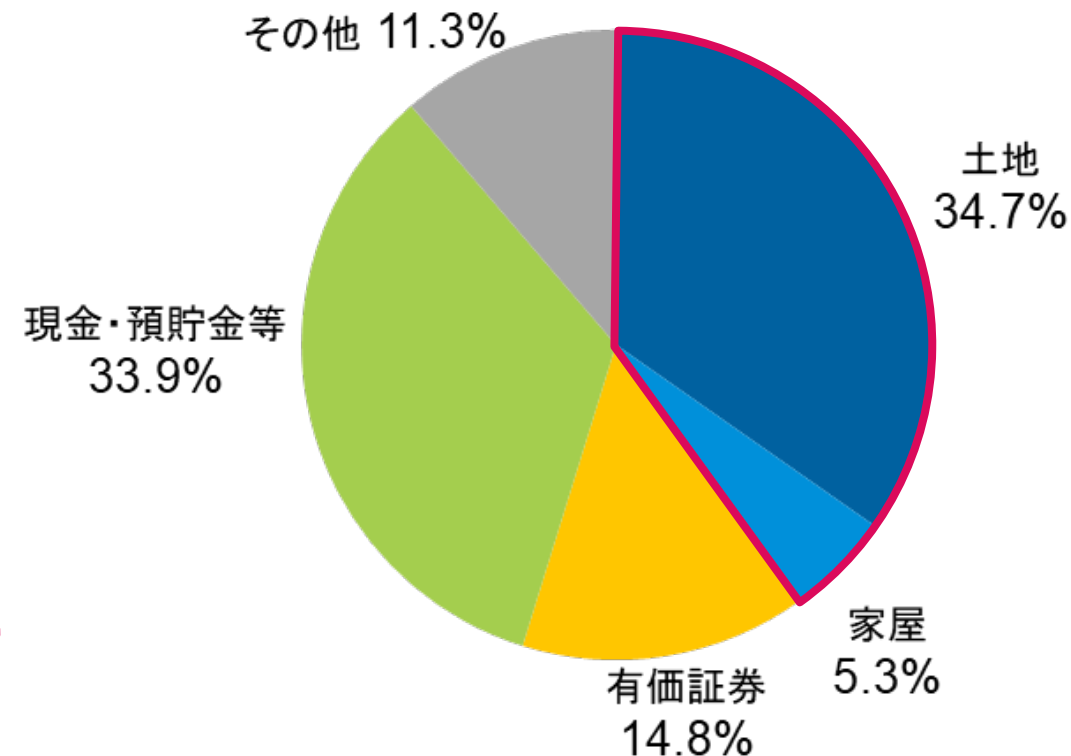
# 相続を取り巻く環境 ～遺産分割対策の重要性～

## ■遺産分割事件のうち認容・調停成立件数(価額別)



出典: 裁判所「令和3年 司法統計年報 3家事編」よりメットライフ生命にて作成(小数点以下第2位を四捨五入)

## ■相続財産の種類(内訳)

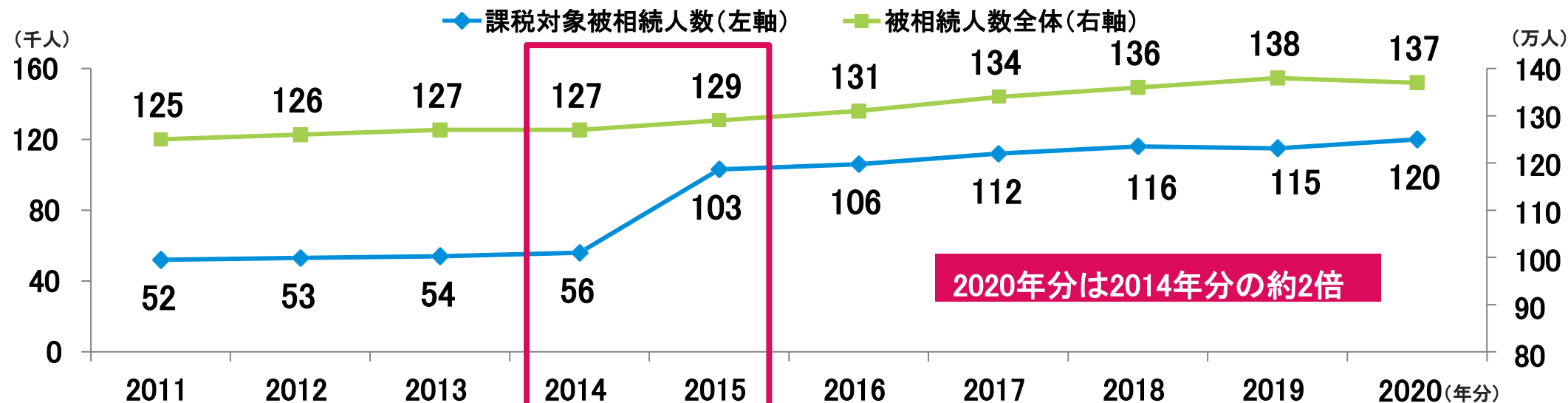


※相続財産の約4割は、  
容易に換金できない不動産(土地・家屋)が占める

出典: 国税庁「令和2年分 相続税の申告事績の概要」よりメットライフ生命にて作成(小数点以下第2位を四捨五入)

# 相続を取り巻く環境 ～課税対象相続人の推移～

## ■対象者の推移



出典：国税庁「令和2年分 相続税の申告事績の概要」よりメットライフ生命にて作成(単位未満四捨五入)

相続税の基礎控除額	
2014年12月31日までの相続または遺贈	2015年1月1日以後の相続または遺贈
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人数*)	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数*)

\*相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数

# 相続をお考えの場合、どのような「思い」をお持ちですか

思い 1



家や土地などの資産を円滑にのこしたい

思い 3



なるべく子どもたちに負担をかけたくない

思い 2



納税資金の準備や手続きで負担をかけたくない

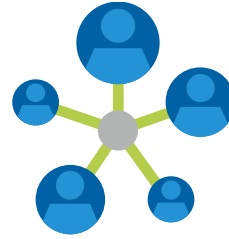
思い 4



生前に財産をわたして家族を応援したい

# 想いを「カタチ」にするために必要な3つの対策

# 想いを「カタチ」にするために必要な3つの対策



## ① 遺産分割対策

遺産分割を円満かつ円滑に行うための準備

～「誰に」「何を」「いくら」「どのように」のこすか～



## ② 財産評価対策

相続税を軽減するための準備

～「どのように」軽減するか～



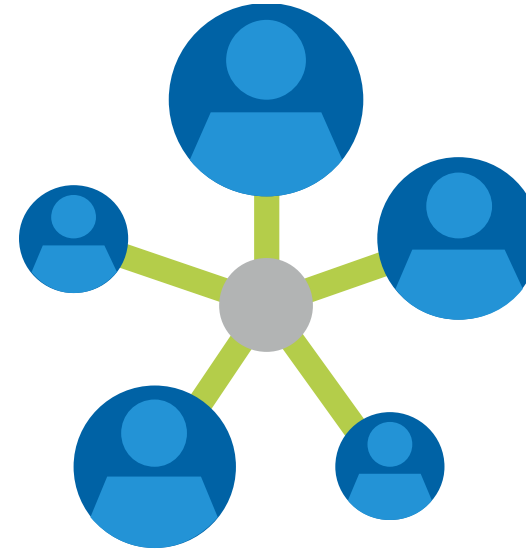
## ③ 納税資金対策

納税資金を現金で納付するための準備

～「いくら」「どのように」納付するか～



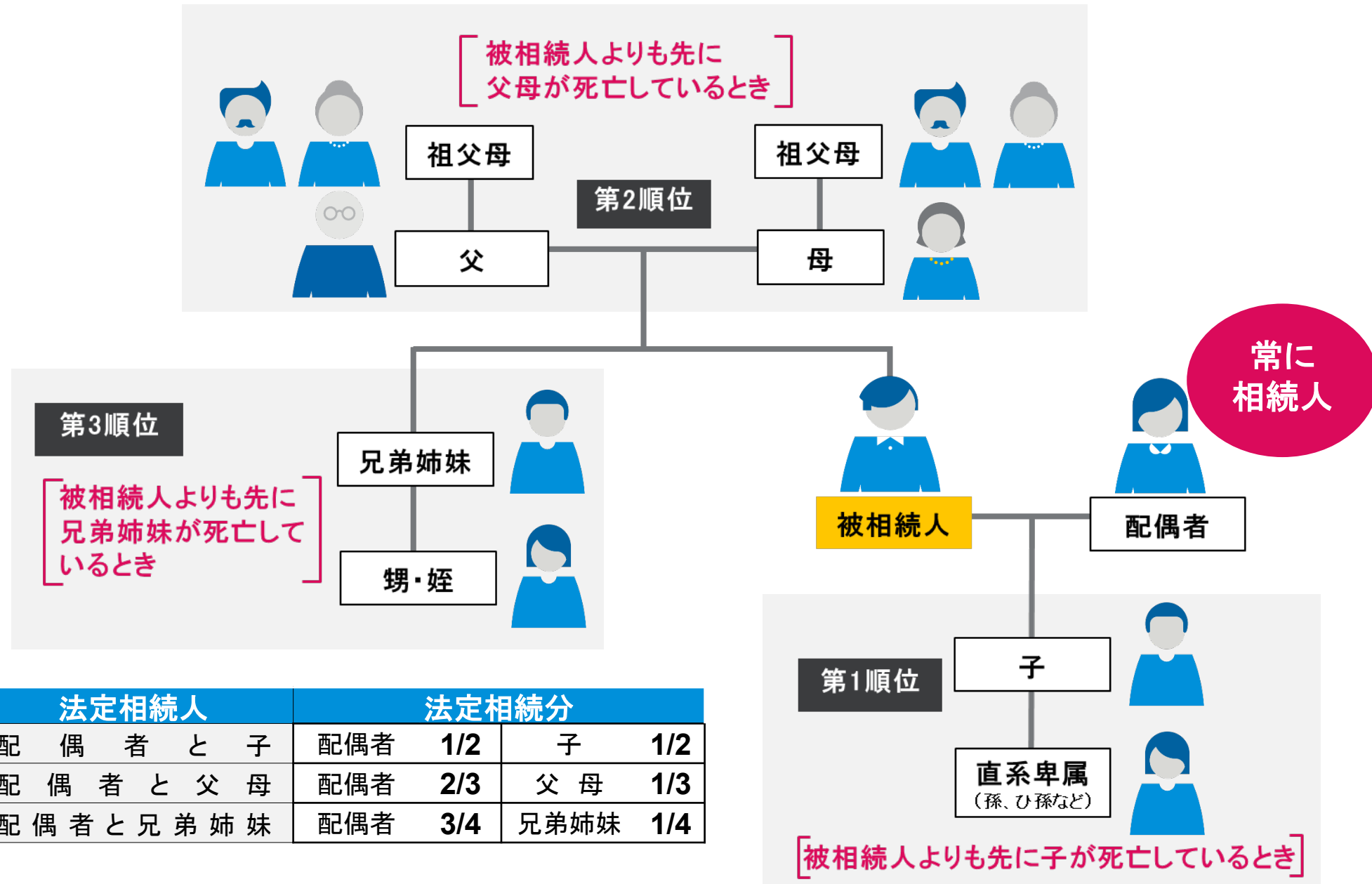
# ①遺産分割対策



## ①遺産分割対策

～「誰に」「何を」「いくら」「どのように」のこすか～

# ①遺産分割対策 ～法定相続人の範囲、相続順位、相続割合とは～



	法定相続人	法定相続分	
第1順位	配偶者と子	配偶者 1/2	子 1/2
第2順位	配偶者と父母	配偶者 2/3	父母 1/3
第3順位	配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4

# ①遺産分割対策 ～遺言の活用～

遺産争い防止のため、遺言をのこす

約24%増

遺言公正証書作成件数

2011年 78,754件 2020年 97,700件

出典:日本公証人連合会「令和2年の遺言公正証書の作成件数について」より算出(単位未満四捨五入)

## 遺言の特徴

- ・想いを伝えることができる
- ・遺産分割協議を省くことができる
- ・すべての財産に相続人を指定できる
- ・状況に応じて何度でも内容を変更できる など

### ご参考 遺産相続の一般的な分け方

- 遺言
- 遺産分割協議
- 家庭裁判所の調停または審判

## 遺言の注意点

- ・遺留分に**配慮が必要**
- ・所定の書式など使用しないと、**無効になる** 場合がある など

### ご参考 遺留分

法定相続人	遺留分
配偶者	法定相続分の1/2
子	法定相続分の1/2
父母	法定相続分の1/3
兄弟姉妹	遺留分なし

# ①遺産分割対策 ～遺言の活用～

## ■遺言でできること

**POINT** 遺言でできることを確認しておきましょう

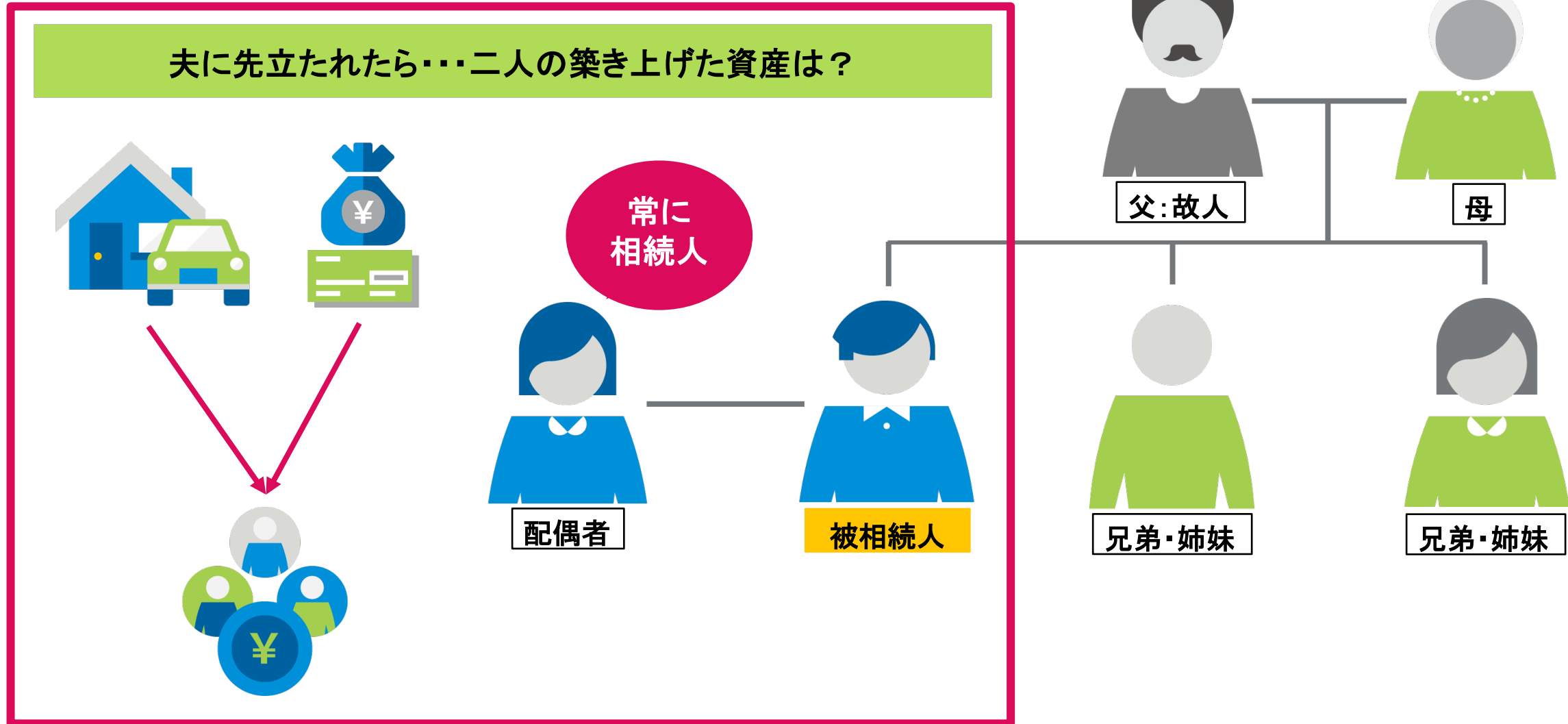
- 法定相続割合と異なる内容の相続分を指定できる  
法定相続割合：配偶者、子、子  
遺言による指定：配偶者、子、子
- 遺産を各相続人にどのような形で配分するかその方法を定めることができる  
本人(被相続人) → 配偶者、子、子
- 公的機関や母校の学校法人等に財産を寄付することができる
- 第三者に財産をのこすことができる  
配偶者、子、子  
たとえば世話になった子の妻
- 遺言執行者を指定することができる  
本人(被相続人) → 遺言執行者
- 家族への想いやメッセージ等を記載することができる  
遺言書、付言

### 〈遺言書の作成をおすすめする方〉

- ご夫婦間に子がなく、相続人が配偶者と自分の兄弟姉妹の方
- 法定相続分にとらわれず、ご自分の意思で財産を配分したい方
- 法定相続人以外の人に財産を遺したい方
- 事業を営んでいる方 等

出典：三井住友銀行「相続読本」より抜粋

# ①遺産分割対策 ～夫婦のみの場合～



# ①遺産分割対策 ～まとめ～



## ①遺産分割を円満かつ円滑に行うための準備

- ご本人の意思を反映し、ご家族で 円満・円滑に分割するには、**遺言**が有効
- お金に関しては、**生命保険**を活用することで、名前を付けて特定の方へのこすことが可能

「遺言信託※」では、遺言書文案の作成に関するご相談から、遺言書の保管、遺言の執行まで総合的なサポートを活用できる。

※メットライフ生命で取り扱うサービスではございません。

### 相続する財産の一例

【イメージ図】



不動産



現預金



有価証券 等

## ②財産評価対策



## ② 財産評価対策

～「どのように」軽減するか～

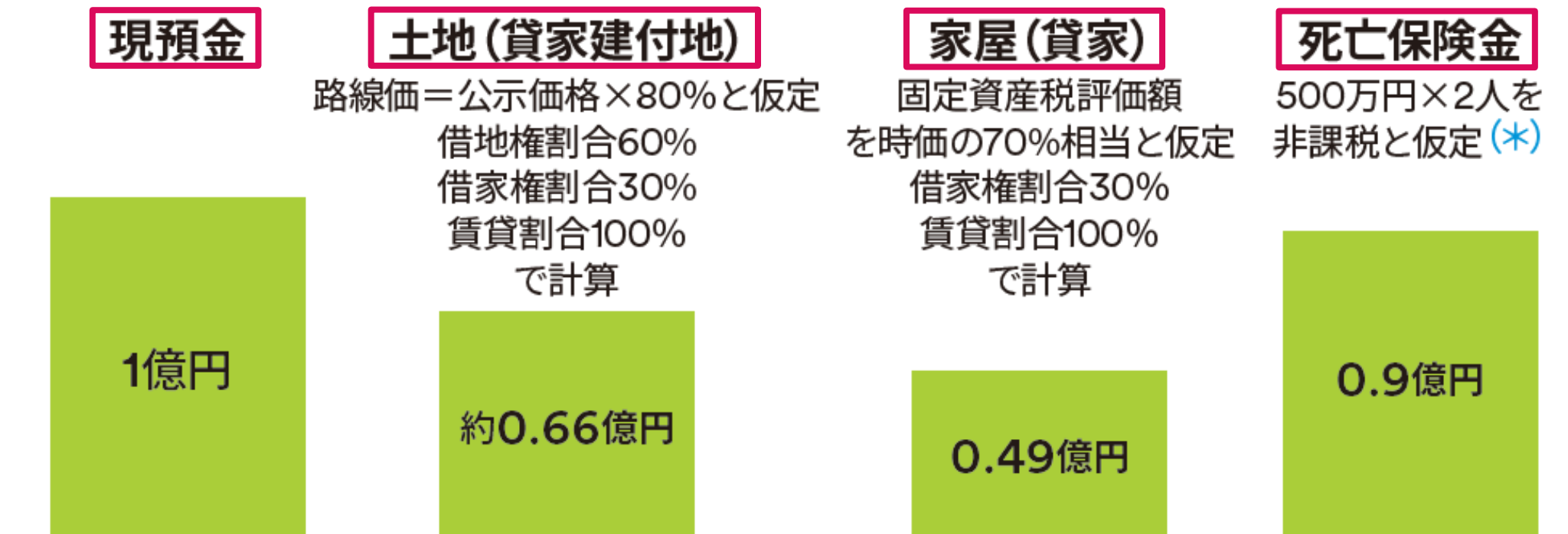
## ②財産評価対策 ～相続時の財産評価額について～

### ■ご自身で財産を使う

財産をお使いになることで、遺産総額が減り相続税も減少する。

### ■財産は減らさずに、相続時の評価額を軽減する

同じ時価1億円でも財産の種類によって相続税評価額は異なる。



\* 評価額は相続人を2人と仮定

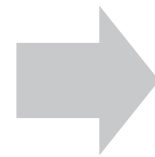
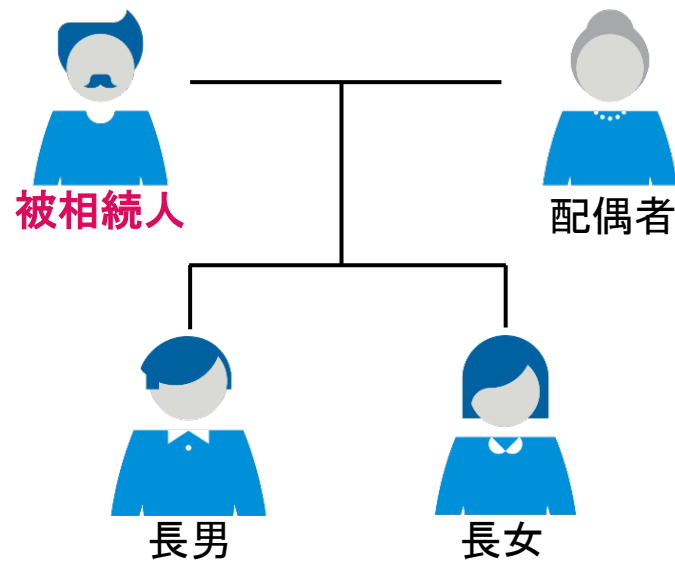


## ②財産評価対策 ～非課税枠を活用する～

### ■生命保険金(死亡保険金)の非課税枠を活用する

契約者(保険料負担者)と被保険者が同じである場合の死亡保険金は相続税の課税対象となる。  
ただし、法定相続人1人につき500万円までは非課税となる。  
ご夫婦とお子さま2人のご家族の場合、法定相続人は3人なので…

#### 【イメージ図】



死亡保険金  
の非課税枠

**500**万円 × **3**人 = **1,500**万円まで非課税

## ②財産評価対策 ～生前贈与を活用する～

### ■生前に財産を移転する

**POINT** 生前贈与により、相続税の軽減が期待できます

子2人に生前贈与(暦年課税)を仮に10年間行い、その後相続が発生したケースを見てみましょう。

〈前提条件〉 相続税額は、相続人2人が法定相続分通りに遺産を取得し、相続開始前3年以内の贈与はなく、税額控除の適用はないと仮定した場合となります。他の所得にかかる税金等は考慮していません。

●贈与をしない場合

相続財産 3億円	相続税 6,920万円	=	税額合計 6,920万円
----------	-------------	---	--------------

●子2人それぞれに毎年110万円を贈与したケース

贈与財産 2,200万円	贈与税 0万円	+	=	税額合計 6,040万円
相続財産 2億7,800万円	相続税 6,040万円			

●子2人それぞれに毎年310万円を贈与したケース(贈与税20万円\*を納税するため、実質290万円の資金がのこります)

贈与財産 6,200万円	贈与税 400万円	+	=	税額合計 4,880万円
相続財産 2億3,800万円	相続税 4,480万円			

差額880万円

差額2,040万円

出典: 三井住友銀行「相続読本」より抜粋

### 相続税と贈与税の一体化議論 ～2020年 第4回 税制調査会より～

2020年11月13日(金)に実施された第4回税制調査会の中で、「資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築等について」が検討されています。

以下、会議資料の一部引用

諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する、方向で検討を進める。

贈与税についての見直しが議論されています



## ②相続税を軽減するための準備

- 生命保険の非課税枠を活用する  
死亡保険金の一部は原則課税対象外  
(相続税法第12条)

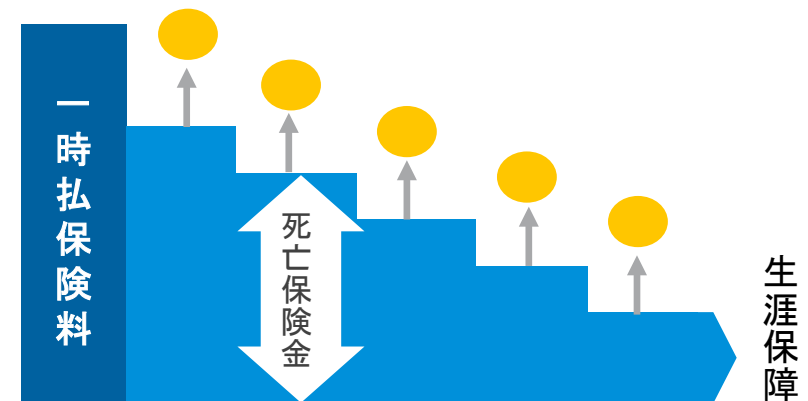
**500万円 × 法定相続人の数**

※契約者＝被保険者で死亡保険金受取人が相続人の場合

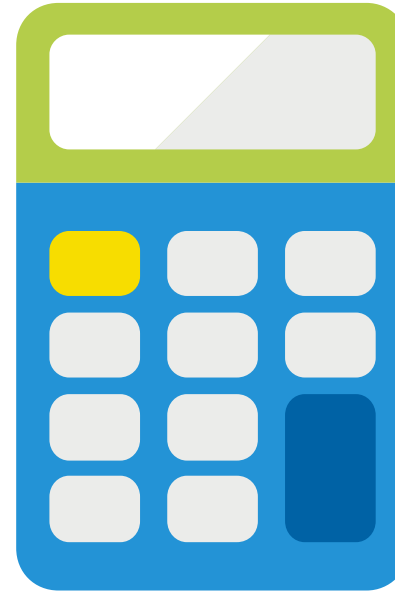
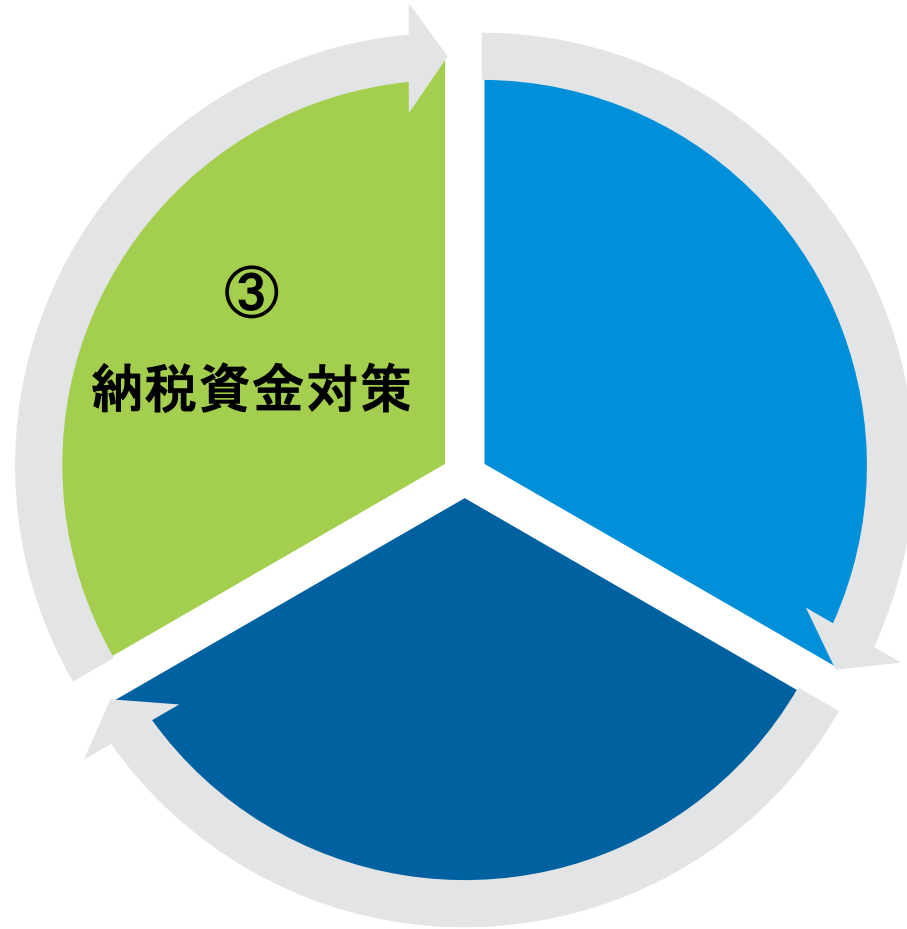
- 計画的な生前贈与も有効

「生命保険」では、贈与税の基礎控除を活用しながら  
計画的にのこすタイプもある

【イメージ図】



## ③納税資金対策



## ③ 納税資金対策

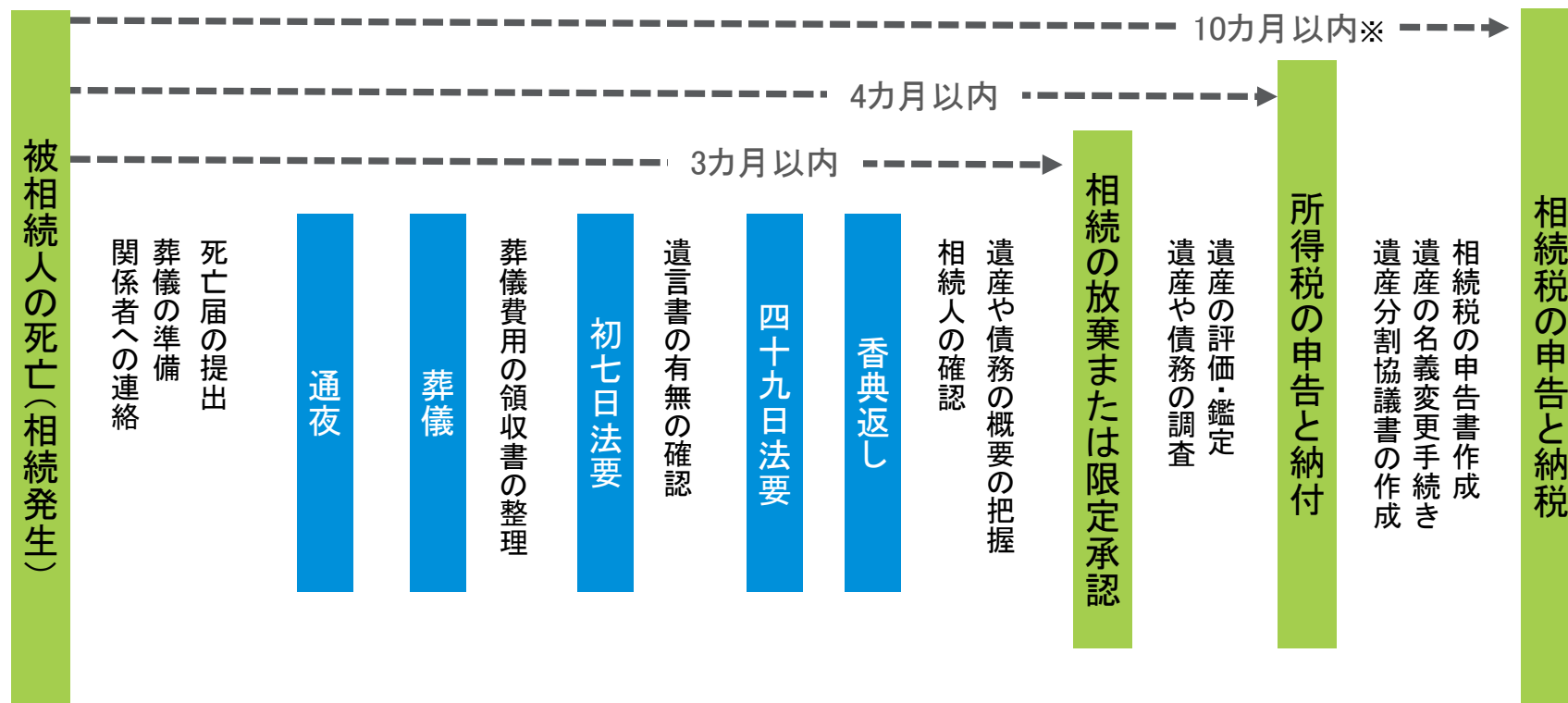
～「いくら」「どのように」納付するか～

## ③納税資金対策 ～相続税納付スケジュール～

### 相続税の支払いは、 相続発生の翌日から10ヶ月以内での一括現金納付が原則

※「配偶者の税額軽減の特例」や「小規模宅地等の特例」などの適用を受ける場合、遺産分割協議を確定し、  
相続発生の翌日から10ヶ月以内に申告しなければ、特例の活用ができない。

#### 一般的な相続手続きの流れ(参考イメージ図)



#### 相続税の納付期限

納付すべき相続税がある時は、

原則

相続開始を知った日の翌日から  
**10ヶ月以内**に現金で一括納付

一括納付ができなければ…

特例  
1

**延納**

\* 要件を満たす必要あり

延納もできなければ…

特例  
2

**物納**

\* 要件を満たす必要あり

## ③納税資金対策 ～相続資金の確保について～

■相続財産が何かによって、「誰が」「いつ」「何」を受け取るのかが異なります

ご家族がお金を使う目的や時期によって、適切な準備をしておくことが必要

	現預金	有価証券	生命保険
「誰が」いくら受け取るのか決めるのは	相続人 (協議分割) 遺言(遺贈)	相続人 (協議分割) 遺言(遺贈)	保険契約者本人
「いつ」受け取る	相続手続き 完了後	相続手続き 完了後	1週間程度※ ※死亡保険金をお支払いする ための確認・照会・調査が 必要な場合は、日数を要する ことがございます。
「何」を受け取る	現金	有価証券	保険金(現金)

生命保険ならすぐに現金化できる



## ③納税資金対策 ～財産の分け方を「工夫する」～

■同じ額の相続財産をのこしたとしても、遺産分割の割合によって相続税額が変わる

■相続税額を考える場合は、二次相続まで見越した対策が必要

### (例)法定相続人が配偶者と子2人の場合

〈前提条件〉遺産総額(基礎控除前)1億円

〈基礎控除額〉一次相続時 4,800万円、二次相続時 4,200万円

計算式: 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人数\*) \*相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数

一次相続での遺産総額		法定相続割合											
		配偶者	10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000	0
		子	0	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000
一次相続の相続税額		0	63	126	189	252	315	378	441	504	567	630	
二次相続の相続税額		770	620	470	320	180	80	0	0	0	0	0	
合計		770	683	596	509	432	395	378	441	504	567	630	

単位: 万円

(注)税額は端数を四捨五入した概算額。配偶者の税額軽減を適用。子は成人とし、孫養子ではないものと仮定。  
配偶者固有の財産はなく、配偶者は一次相続で取得した財産をすべてのこしたまま死亡したと仮定。  
二次相続時は子2人で均等に相続すると仮定。





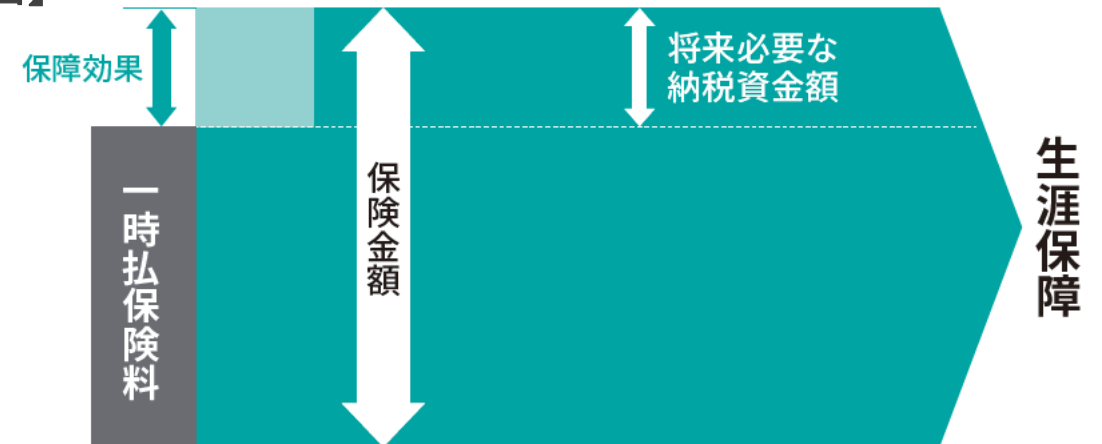
## ③納税資金を現金で納付するための準備

### 生命保険ならすぐに現金化できる

- 生命保険の死亡保険金は、相続発生後、すぐに現金化できるので、納税資金のほか、葬儀代など死後整理資金、ご遺族の当面の生活費などに充てることも可能
- 二次相続を考慮した対応を検討することも必要



【イメージ図】





# お客さま一人ひとりのニーズにあった金融商品やサービス

<p>いつでも引き出せて安心</p> <p><b>普通預金 定期預金</b></p> <p>等</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> ためる</td> <td> ふやす</td> </tr> <tr> <td> つかう</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	 ためる	 ふやす	 つかう		<p>運用成果を年金として 受け取り、万一の死亡保障も</p> <p><b>個人年金保険</b></p> <p>等</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> ふやす</td> <td> のこす</td> </tr> <tr> <td> つかう</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	 ふやす	 のこす	 つかう	
 ためる	 ふやす										
 つかう											
 ふやす	 のこす										
 つかう											
<p>多彩な種類で分散投資</p> <p><b>投資信託 外債・外貨預金 ファンドラップ</b></p> <p>等</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> ためる</td> <td> ふやす</td> </tr> <tr> <td> つかう</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	 ためる	 ふやす	 つかう		<p>備えて安心</p> <p><b>医療保険 子ども保険</b></p> <p>等</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> そなえる</td> <td> のこす</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	 そなえる	 のこす		
 ためる	 ふやす										
 つかう											
 そなえる	 のこす										
<p>大切な方へのこせる 少しでもふやして渡せる</p> <p><b>終身保険 (一時払、平準払)</b></p> <p>等</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> ふやす</td> <td> そなえる</td> </tr> <tr> <td> つかう</td> <td> のこす</td> </tr> </tbody> </table>	 ふやす	 そなえる	 つかう	 のこす	<p>大切な家族に想いをのこす</p> <p><b>遺言信託</b></p> <p>等</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> のこす</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	 のこす			
 ふやす	 そなえる										
 つかう	 のこす										
 のこす											

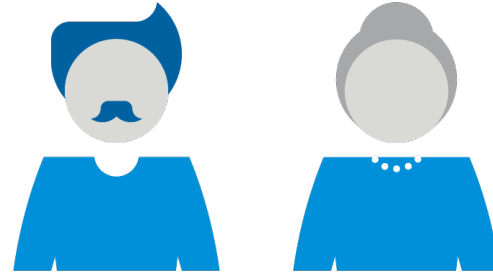
出典：三井住友銀行「マネープラン読本」より抜粋

- 上記の商品カテゴリーはあくまでも例示です。各カテゴリーに記載のない商品も含めて、お客さまのニーズにあった商品をご検討ください。
- 上記でご案内するしくみ図は、三井住友銀行が取扱商品の主な特徴、商品性等をもとに表示したイメージであり、実際に商品に投資した場合と、特徴・商品性は異なります。また、**将来の運用成果等を保証するものではありません。**
- 上記でご案内する商品には、**金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動を直接の原因として、投資した資産の価値が投資元本を割り込む「元本割れ」や損失が生じる等のリスクがあります(リスクの詳細は商品毎に異なります)。**また、購入・保有・解約等にかかる手数料は、商品毎に異なりますので表示することができません。各商品のリスクや手数料等については、各商品の説明書等でご確認ください。説明書等は、窓口にてご用意しております。

# 解決方法の一例紹介（ご参考）

## ～生命保険の一般的な活用例～

相続なんて関係ないと思っていたけど、考えたほうが良さそうだな。



相続対策って具体的にどうしたらいいのかしら？

相続対策には、遺言や生命保険のしくみなどを活用することができます

では、相続財産に占める生命保険金などの割合は？

申告財産の中に生命保険金などがあつた人は、被相続人数合計120,372人のうち43,436人(全体の約36%)

▶ 相続対策で生命保険を活用されている人は意外と少ないんです

出典：国税庁「統計年報(令和2年度)」よりメットライフ生命にて作成

# 生命保険の多角的な活用 ～生命保険の持つ利便性～

生命保険のメリット	遺産分割	財産評価	納税資金
① <b>死亡保険金をふやしてのこすことができる</b> ・取扱商品によって異なります			●
② <b>名前を付けてお金を残すことができる</b> ・保険契約後、死亡保険金受取人の変更ができる場合もあります	●		
③ <b>死亡保険金は受取人固有の財産となり、遺産分割協議の対象外</b> ・遺留分の計算上も原則考慮しません	●		
④ <b>速やかに死亡保険金を受取ることができる</b> ・1週間程度の時間を要します			●
⑤ <b>死亡保険金は、死亡保険金受取人が相続放棄をしても請求できる</b> ・保険金は保険金受取人固有の財産です。ただし、税法上「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります	●		
⑥ <b>死亡保険金には、一定の非課税枠が活用できる場合がある</b> ・死亡保険金のうち「500万円×法定相続の人数」までが非課税となります[2022年10月現在] ・契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合に適用		●	

※生命保険のメリットのみでなくデメリットについてもご理解・ご納得いただく必要があります。

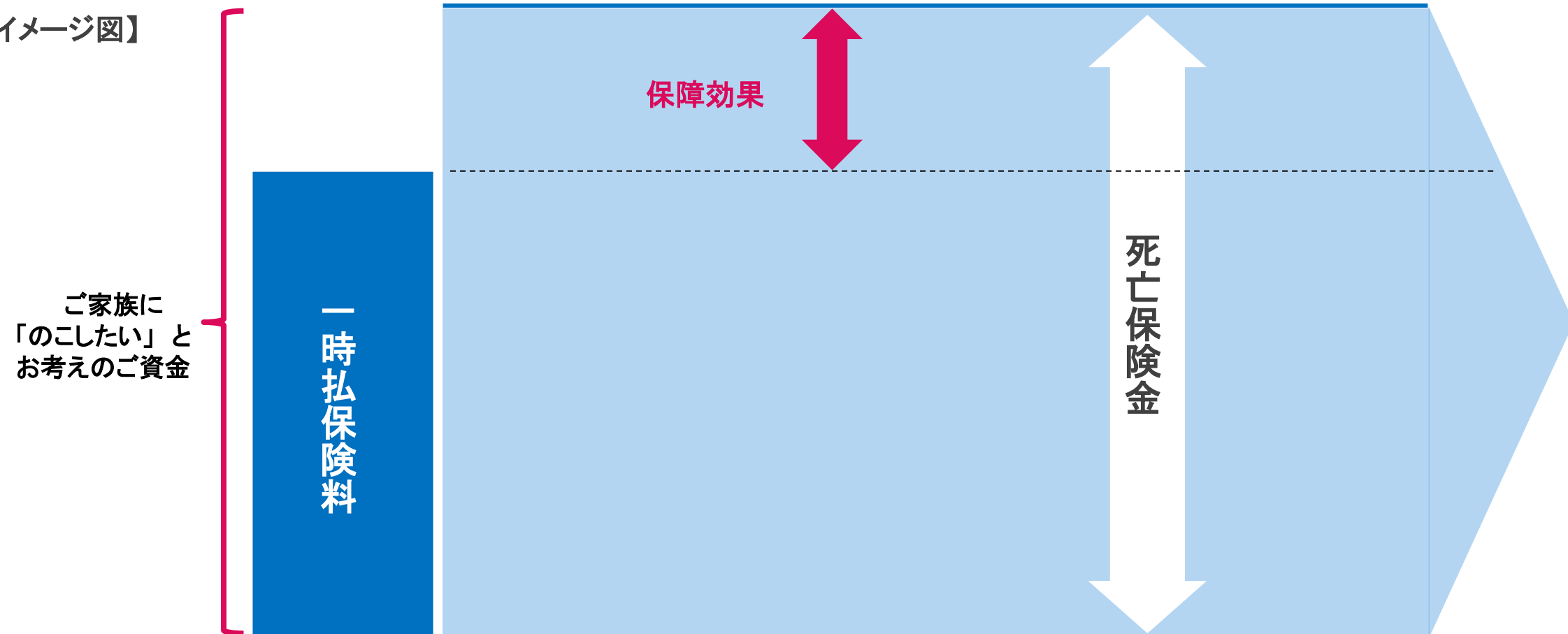
# 生命保険の多角的な活用 ～取扱商品の一例～

## ■ご契約当初から一時払保険料よりも高い死亡保障を得られる一時払終身保険

生命保険の「ふえる機能」で納税資金の準備や、資金の有効活用等を。

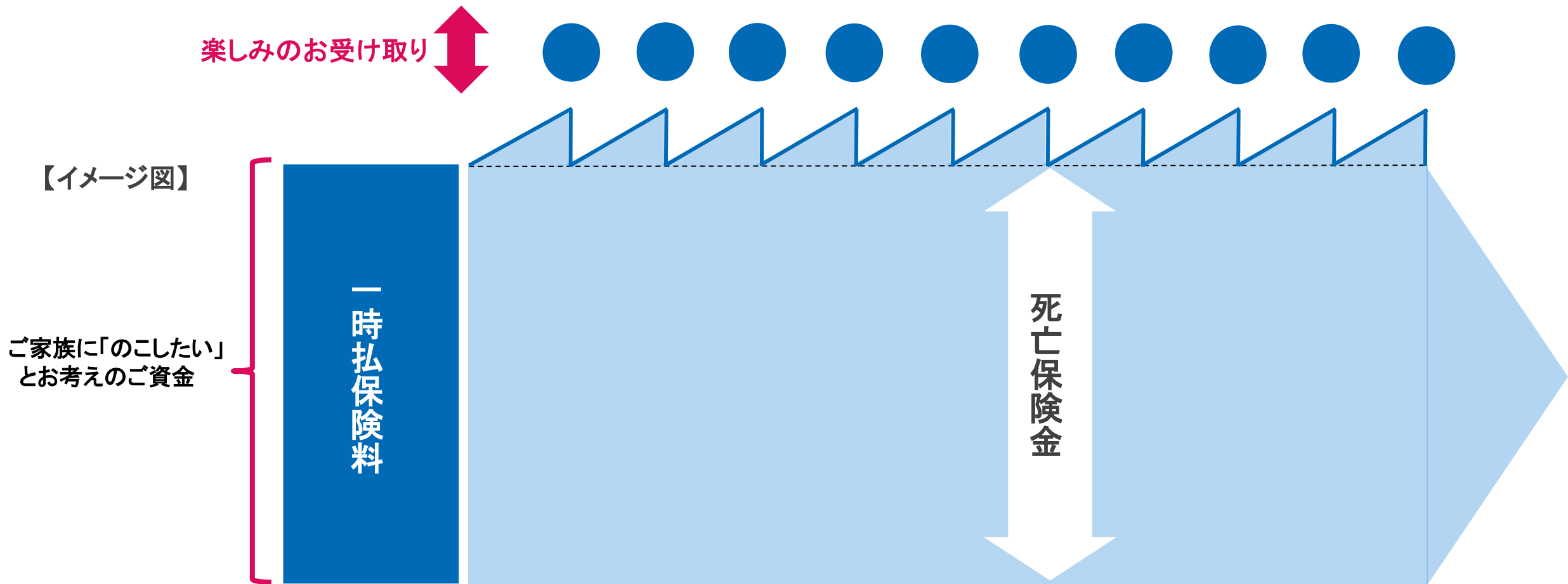
相続税の納税額が上振れることも考えられるので、その時に大切な家族が困らないように「ふえる機能」を活用しましょう。

### 【イメージ図】



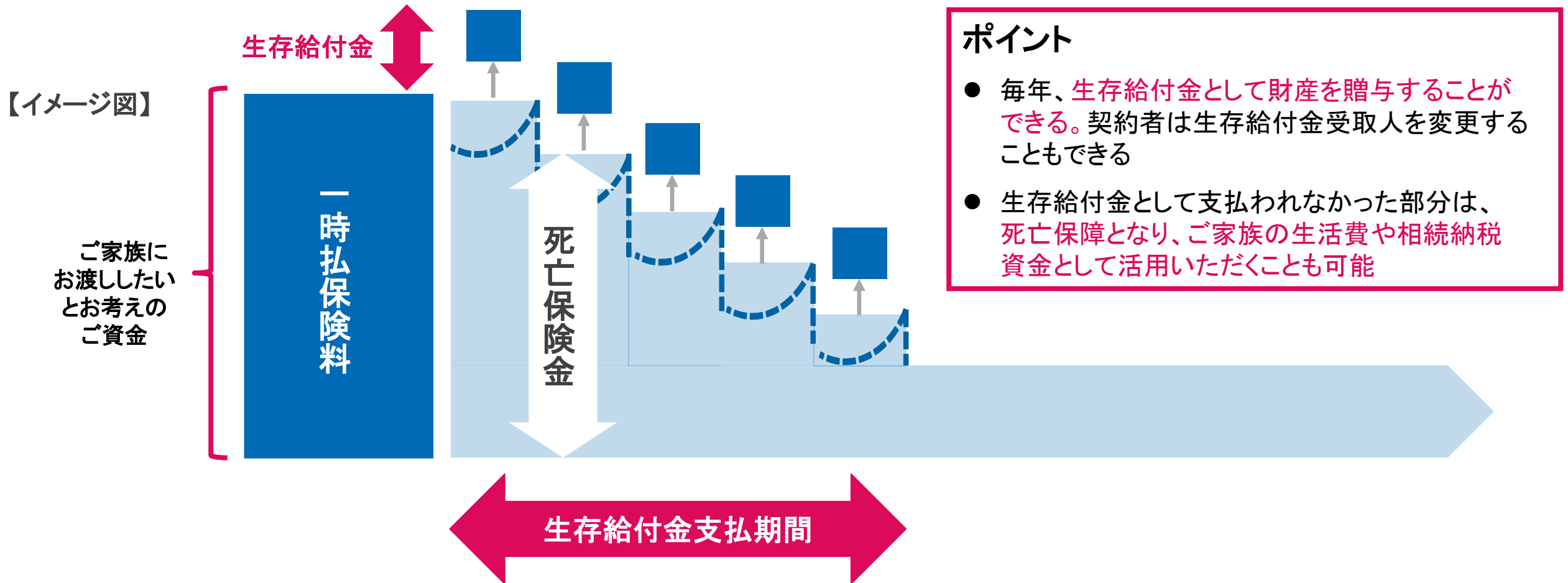
# 生命保険の多角的な活用 ～取扱商品の一例～

■ **定期的に楽しみを受取りながら**、一時払保険料相当額の死亡保障が最低保証されている一時払終身保険



# 生命保険の多角的な活用 ～取扱商品の一例～

- 契約者または契約者の親族が、**生存給付金を一定期間受取れる**、一時払終身保険  
毎年、贈与の都度、お手続きをすることに抵抗のある方は、生命保険を活用することも可能





生命保険にかかる主な費用とリスクは以下のとおりです。ご負担いただく費用やその料率およびリスクの内容は、商品によって異なりますので、詳しくは各商品の「パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」などでご確認ください。

・生命保険をご契約された場合、主に次のような費用をご負担いただきます。

保険関係費用	保険契約の締結・維持に必要な費用および死亡保障などに必要な費用
運用関係費用	投資信託の信託報酬や信託事務の諸費用など、特別勘定の運用により発生する費用
解約控除	解約時や減額時などに、経過年月数に応じて積立金額などから控除する費用

※上記に加え、外貨建保険については、通貨交換時に為替手数料をご負担いただきます。また、外貨によりお払込みまたはお受取りいただく際は、金融機関所定の手数料(リフティングチャージなど)をご負担いただく場合があります。

※ご負担いただく費用の合計額は、上記を足し合わせた金額となります。

・生命保険には商品の種類によって主に次のようなリスクがあります。

価格変動リスク	変額保険など、国内外の株式・債券などで運用を行い、その運用実績に応じて積立金額などが増減する商品では、株価や債券価格、為替の変動などにより、積立金額や将来の年金額、解約返戻金額などが既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
為替リスク	外貨建の商品では、為替レートの変動により、受取時における保険金の円換算額が、契約時における保険金の円換算額や既払込保険料の円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
金利変動リスク	商品によっては、運用対象となっている資産(債券など)の市場金利に応じた価値を解約返戻金に反映させるしくみになっています。そのため、解約時の市場金利の変動によっては、解約返戻金が減少し、既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。



## 【セミナーに関する留意点】

- 本セミナーでは、金融商品の商品性等についてご紹介を行う場合があります。
- また、セミナー終了後に、セミナーでご紹介する商品等の勧誘を行うことがあります。

## 【その他の留意点】

- このご案内は具体的な商品をご説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証のないリスク性商品のご購入やご売却、保有にあたっては、手数料等をご負担いただきます。
- リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込む等のリスクがあります。
- リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。
- 商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書または販売用資料等でご確認ください。
- この資料は情報提供を目的として作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
- この資料の内容は、作成日時点の情報に基づいて作成しております。今後変更になる可能性があり将来を保証するものではありません。
- この資料に記載した以外にもご留意いただきたい事項がございます。お申込みに際しては、店頭窓口または当行HPに掲載の各商品・サービスに関するご留意点を必ずご確認ください。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご確認ください。
- 生命保険は預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

セミナー内容のご質問・ご相談など、  
お気軽にお問い合わせください。

<募集代理店>



<資料制作会社>

